

別府市学校給食運営委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市学校給食運営委員会条例（令和4年別府市条例第4号）第7条の規定に基づき、別府市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 運営委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第3条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に関係資料等の提出を求めることができる。

(部会の組織)

第4条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第6条 第3条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、別府市教育部の学校給食担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。